

地域緑化ボランティア団体活動支援事業実施要領

制定 平成 25 年 8 月 7 日
最終改正 令和 8 年 5 月 8 日
(公財) やまぐち農林振興公社

1 事業目的

緑化ボランティア団体等が行う、地域の特色を活かした森林整備等の自主的な緑化活動を支援することによって、地域緑化の推進と緑化思想の高揚を図るとともに、緑の募金の普及啓発に資することを目的とする。

2 事業実施主体

以下の要件を満たす緑化ボランティア団体等

- ① 自主的、組織的な活動で事業が完遂できること。
- ② 規約等を有し、適正な運営が行われることが確実であると認められること。
- ③ 営利を目的としない団体等であること。

3 事業の内容

次のいずれかに該当する事業内容であること。

- ① 緑化ボランティア団体等が、地域住民や団体等と連携し、森林整備活動等を実施するもの。
- ② 緑化ボランティア団体等が、地域住民の森林の利用や青少年の森林環境教育を促進するための森林整備、体験活動等を実施するもの。
- ③ 緑化ボランティア団体等が、森林整備活動等を実施するもの。

4 助成金交付対象経費

(1) 助成の対象となる経費

区 分	内 容
資材購入費	植栽用苗木、看板等資材購入経費
用具・器具購入費	作業用具・器具の購入経費
機材購入借上料	事業実施に不可欠なチェーンソーや刈払機の購入又は借上経費（当該事業助成上限額30,000円）
地拵等整備費	ボランティア活動として実施困難な箇所之地拵、大型木伐採作業に係る委託経費 ※地拵等の委託経費は助成金の1/2以内
車両借上費	資材等運搬にかかる車両の借上経費
指導者謝金	専門的な技術指導に必要な外部講師に対する謝金（当該事業助成上限額20,000円）
保険料	当該ボランティア活動に参加する者の傷害保険料

(2) 助成の対象とならない経費

- ① 資産の形成につながる資機材等の購入
- ② 食糧等の飲食費
- ③ 助成団体等の構成員及びボランティア活動参加者への作業労賃
- ④ 助成団体の通常運営経費、資産形成、施設建物に係るもの

(3) 経費の留意事項

- ① 経費は承認された事業に係るものに限定し、最小限なものとする。
- ② 本事業実施以降、活動を継続して実施する見込みのない場合は、作業用器具、機材は借り入れとすること。
- ③ 委託経費については、作業技術上、安全上、ボランティア活動として実施難しい場合に限られること。

5 1 団体当たりの助成金

200,000円を限度額とし、予算の範囲内で調整する。

6 助成金の交付申請

事業を実施しようとする緑化ボランティア団体等は、公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに助成金交付申請書（別記第1号様式）を理事長に提出するものとする。

7 助成金の交付決定

理事長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否、適当と認める助成金額を決定し、その旨を申請者へ通知するものとする。

8 事業計画の変更

交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、当該事業の計画内容を変更しようとするときは、あらかじめ理事長と協議し、その承認を受けるものとする。

9 実績報告

交付団体は、当該事業を完了したときは、事業完了後30日以内又は翌年の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第2号様式）を理事長に提出するとともに、助成金交付請求書（別記第3号様式）により助成金を請求するものとする。

10 関係資料の整理

交付団体は、事業の施行状況及び当該事業に係る関係資料を整理し、5年間保存しておかなければならない。

11 報告及び検査

理事長は、必要があると認めるときは、交付団体に対して報告を求め、又は当該事業の施行に関して必要な書類を検査することができる。

12 助成金の返還

理事長は、当該事業に基づく助成金の適正な交付を確保するために必要があると認めた場合には、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

13 その他

この要領に定めるもののほか、別添「地域緑化ボランティア団体活動支援事業の実施に当たっての留意事項」に基づき事業を実施すること。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 8 日から施行する。